

# 定 款

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本山野草ネットワークと称する。

### 第 2 条 (主たる事務所)

- 1 当法人は、主たる事務所を愛知県春日井市に置く。
- 2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### 第 3 条 (目的)

当法人は滅亡の危機にある山野草や山野草自生地保護育成、団体個人を問わず山野草愛好家への賛助活動、山野草自生地近隣の振興を目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 山野草自生地の保護、自生山野草の育成援助事業
- (2) 山野草や山野草の栽培に関する正しい知識の普及啓発事業
- (3) 山野草植物園の維持管理運営事業
- (4) 山野草、山野草の栽培方法等に関するデータベース活用事業
- (5) 山野草愛好家の ICT 利活用支援・普及事業
- (6) 山野草を題材にした写真、短歌、俳句、詩歌、随筆、小説等の作品支援事業
- (7) 山野草関連品、伝統文芸品、趣味の手芸品、地域特産物品等の販売支援事業
- (8) 会員相互の親睦、情報交換、山野草関連品等の譲り合い等に関する事業
- (9) 山野草観光、山野草鑑賞、山野草品評会、交流会等、地域の垣根を超えたイベント事業
- (10) 旅行、親睦会、講演会、展示会等の開催、援助その他郷土との連携を拡充する事業
- (11) 山野草に関する普及啓発及び情報提供のための WEB サイトの運営事業
- (12) 山野草愛好家の活動、コミュニケーションのための会員サイトの運営事業
- (13) 山野草の活用に関する教育研究機関、行政、企業等との連携及び協力の事業
- (14) 地域振興、観光、農工業、福祉等の分野における市区町村、都道府県、行政機関その他の関係者との連携及び協力の事業
- (15) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (16) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 4 条 (公告)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

### 第5条（種別）

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が提供するサービスやイベントに参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

### 第6条（入会）

当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

### 第7条（経費負担）

会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第8条（退会）

会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### 第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### 第10条（会員の資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

### 第11条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 1 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利

を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

### 第12条（種別）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

### 第13条（構成）

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

### 第14条（開催）

定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

### 第15条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 社員総会の招集通知は、総正会員に対し、会日の3日前までに発する。

### 第16条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

### 第17条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 定款の変更

- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

#### 第18条（代理）

社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

#### 第19条（決議及び報告の省略）

- 1 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

#### 第20条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### 第4章 理事

#### 第21条（理事の設置）

- 1 当法人に、理事3名以上を置く。
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

#### 第22条（選任）

- 1 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

#### 第23条（理事の職務権限）

- 1 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

#### 第24条（任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

#### 第25条（解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### 第26条（報酬）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

### 第5章 基金

#### 第27条（基金を引き受ける者の募集）

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

#### 第28条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

#### 第29条（基金の返還の手続）

基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事を清算人において別に定めるものとする。

### 第6章 計算

#### 第30条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

### 第31条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。
  - (1) 事業報告及びその附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

### 第32条（剰余金の分配の禁止）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

### 第33条（定款の変更）

本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

### 第34条（解散）

当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

### 第35条（残余財産）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与する。

## 第8章 附則

### 第36条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年2月末日までとする。

### 第37条（設立時役員）

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 布目一寿

設立時理事 木戸口重治

設立時理事 野村朝久

設立時代表理事 布目一寿

### 第38条（設立時社員）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県豊明市三崎町ゆたか台1番地ゆたか台住宅4棟102号

設立時社員 布目 一寿

岐阜県恵那市笠置町姫栗518番地345

設立時社員 木戸口 重治

岐阜県瑞浪市南小田町4丁目207番地

設立時社員 野村 朝久

### 第39条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、本書面が一般社団法人日本山野草ネットワークの現行定款であることを証する。

平成30年1月29日

愛知県春日井市中切町145番地

一般社団法人日本山野草ネットワーク

代表理事 布目一寿